

社会福祉法人こころの家族
特別養護老人ホーム 故郷の家・京都
給食調理業務委託の公告

下記業務について、プロポーザル方式により業者選定を実施しますので、応募者を次のとおり公募いたします。

平成 29 年 2 月 17 日

社会福祉法人こころの家族
理事長 田内 基

1. 目的

安全・安心で質の高い、また事業継続性の高い業者を選考します。

2. 概要

(1) 業務委託名称

社会福祉法人こころの家族

特別養護老人ホーム 故郷の家・京都 給食調理委託業務一式

(2) 選定方法

参加表明した業者に対し実施要綱・仕様書を配布する。

日時等の詳細は実施要綱に記載のとおり。

(3) 提案書等の作成方法

実施要綱・仕様書の記載どおり。

(4) 仕様書等の配布期間

平成 29 年 2 月 17 日（金）～平成 29 年 2 月 22 日（水）17 時まで

(5) 提案書等の提出期限

平成 29 年 3 月 6 日（月）17 時まで

(6) 提出方法

下記提出先に持参

(7) 資料提出先

〒601-8023 京都府京都市南区東九条南松ノ木町 47

社会福祉法人こころの家族 特別養護老人ホーム 故郷の家・京都

TEL 075-691-4448 担当者 金井 宛

E-mail kyoto@kokorono.or.jp

(8) 委託期間

平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日 1 年間（更新あり）

(9) 契約条件

年間契約とする。

支払いについては、末日締め翌月末払いとする。

(10) プロポーザル参加費用

無償 但し、提案書等の作成費用は参加業者負担とする。

(11) 参加要件

以下の要件をすべて満たす業者のみ参加資格を有するものとする。

- ① 受託実績（下記の何れかに該当すること）
 - ・ 法人関連施設の受託実績
 - ・ 京都市内において100床以上の特別養護老人ホームの受託実績
- ② 公益社団法人日本メディカル給食協会への加盟があること。
- ③ 全省庁統一資格審査において、物品の販売・役務の提供等において等級Aであること。
- ④ セントラルキッチンを有し、福祉施設への提供実績があること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ⑥ 京都府及び京都市から指名停止を現に受けている者でないこと。
- ⑦ 法人税、消費税、地方消費税、法人住民税及び法人事業税の滞納がないこと。
→納税証明書の提出
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3. スケジュール

公告及び資料の配布

	平成29年2月17日（金）～平成29年2月22日（水）17時まで
質問の受付期限	平成29年2月23日（木）～平成29年2月27日（月）
提案書等の提出期限	平成29年3月6日（月）
一次選考結果	平成29年3月10日（金）
	※確定した業者のみ通知する。15時までに通知がないことで 落選の通知に代える。
プレゼンテーション日時	平成29年3月15日（水）（二次選考）
業者確定	平成29年3月17日（金）

4. 業者の選定方法

- (1) 提出された提案書を下に、法人内で設けた業者選定委員会により選考を行う。
- (2) プレゼンテーションの日時は、提案書等の内容を確認した上、一次選考通過業者のみ実施日時を通知し、各業者持ち時間を20分とし資料に基づく提案と質疑応答を行う。
- (3) 業者選考委員会については別途定める。

5. 結果の通知

結果は上記業者確定期日に確定業者のみ電話連絡と併せて通知文書を発送する。

以上